



平成 18 年 5 月 16 日

各 位

| | |
|--------------------|------------------------------|
| 住 所 | 兵庫県姫路市南駅前町 100 番 |
| 会 社 名 | W D B 株 式 会 社 |
| 代 表 者 の 役 職 氏 名 | 代表取締役社長 中野敏光 (コード番号：2475) |
| 問い合わせ先 | 専務取締役 大塚美樹 |
| 電 話 番 号 | 0 7 9 2 - 8 7 - 0 1 1 1 |

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 16 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 21 期定時株主総会に下記のとおり「定款の一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(同 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、定款に定めることで可能となる事項等に関し、以下の変更を行うものであります。

株主総会において、より充実した情報の開示を行うことが出来るよう、変更案第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にすると共に株主の周知を図るため変更案第 15 条で手当てをするものであります。

取締役会を機動的に行うことが出来るよう、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議があったものと見なすことを可能とするよう変更案 24 条第 2 項を新設するものであります。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

- (2) 機動的な資本政策を遂行できるよう自己株式の取得手続きを取締役会決議へ授権するよう変更案第 8 条を新設するものであります。
- (3) 当社は株式公開により株券保管振替制度の適用を受けたことに伴い、変更案第 9 条第 3 項および第 14 条第 1 項に所要の変更を加えるものであります。

2. 変更の内容

次頁以降のとおりであります。

以上

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、WDB 株式会社と称し、英文では WDB CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労働者派遣事業、一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業 2. 事務処理、経理処理、電子計算機処理、その他産業上の業務処理の請負 3. 各種外国語の翻訳、通訳業務の請負 4. 電子計算機のソフトウェア、及び機能システム、プログラムの開発、設計、作成業務の請負 5. 事務機器の販売 6. 個人及び企業における能力開発、人材育成に関する教育事業 7. 見本市、展覧会、展示会等の各種催事の開催に関する企画、設営、援助、指導並びに請負 8. 出版物、ビデオテープの企画、制作および販売 9. 民営職業紹介業 10. 企業の経営に関するコンサルティング業務 11. 請負業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する。 12. 前各号に付帯または関連する事業 <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を兵庫県姫路市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は 32000 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) 監査役 <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は 32000 株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(名義書換代理人)</p> <p>第6条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する</u>。</p> <p>3. 当社の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、株券喪失登録の手續、その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない</u>。</p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会決議によって<u>定める</u>。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない</u>。</p> |
| <p>(株式取扱規則)</p> <p>第7条 当社の<u>株券の種類および株式の名義書換、端株原簿への記載または記録、端株の買取り、株券喪失登録の手續、その他株式および端株に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による</u>。</p> | <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> |
| <p>(基準日)</p> <p>第8条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする</u>。</p> <p>2. 本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> | <p>(基準日)</p> <p>(削除)</p> |
| <p>第3章 株主総会</p> | <p>第3章 株主総会</p> |
| <p>(株主総会の招集)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> | <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする</u>。</p> |
| <p>(招集権者および議長)</p> <p>第10条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> | <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>(決議の方法)</p> <p>第11条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> | <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> |
| <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第12条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> | <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> |
| <p>(議事録)</p> <p>第13条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> | <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> |
| <p>第4章 取締役および取締役会</p> | <p>第4章 取締役および取締役会</p> |
| <p>(員数)</p> <p>第14条 当会社の取締役は9名以内とする。</p> | <p>(員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> |
| <p>(選任方法)</p> <p>第15条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> | <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> |
| <p>(任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> | <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第17条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役相談役、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、</u>取締役相談役、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |
| <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第18条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> |
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第19条 取締役会の招集は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> | <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> |
| <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第21条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および各監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> | <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. <u>前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録する。</p> |
| <p>(取締役会規則)</p> <p>第22条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> | <p>(取締役会規則)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> |
| <p>(報酬)</p> <p>第23条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> | <p>(報酬)</p> <p>第27条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>は株主総会の決議によって定める。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(員 数) 第 24 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 25 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任 期) 第 26 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(報 酬) 第 27 条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> | <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p> <p>(員 数) 第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 29 条 (現行どおり) 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第 30 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(報 酬) 第 31 条 監査役の報酬は、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。</u></p> |
| <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(営業年度および決算期) 第 28 条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、<u>毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第 29 条 当社の利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿、および端株原簿に記載または記録された株主、端株主または登録質権者に支払う。 (新 設)</p> <p>(中間配当) 第 30 条 当社は、取締役会の決議により毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿および端株原簿に記載または記録された株主、端株主または登録質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間) 第 31 条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> | <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(営業年度および決算期) 第 32 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とし、<u>事業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(剰余金配当の基準日) 第 33 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(中間配当の基準日) 第 34 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当の除斥期間) 第 35 条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> |